

食安監発 1110 第 1 号  
平成 22 年 11 月 10 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

ニュージーランド産生鮮パースニップの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりテブコナゾール（0.03ppm）を検出し、食品衛生法第 11 条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてにご報告いただくようあわせてお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第 11 条違反であるため、その概要については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	生鮮パースニップ
届出数量	15カートン 0.15トン
輸出国	ニュージーランド
輸入者	株式会社ローヤル 東京都中央区日本橋富沢町10-18
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成22年10月28日
輸入届出受付番号	第21020470760号1欄
検査結果	テブコナゾール（0.03ppm）検出
違反確定日	平成22年11月9日